

○広島大学サタケメモリアルホール規則

(平成16年4月1日規則第144号)

改正	平成17年4月1日規則第80号	平成17年5月17日規則第102号
	平成19年6月27日規則第133号	平成20年3月31日規則第110号
	平成21年3月31日規則第47号	平成24年3月30日規則第89号
	平成25年3月29日規則第48号	平成28年4月1日規則第113号
	令和2年4月1日規則第127号	令和4年4月1日規則第95号

広島大学サタケメモリアルホール規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学サタケメモリアルホールの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 広島大学(以下「本学」という。)に、本学の創立50周年を記念して、広島大学サタケメモリアルホール(以下「メモリアルホール」という。)を置く。

(目的)

第3条 メモリアルホールは、学会等の学術交流の場、音楽や演劇等の芸術活動の場、同窓会や学生の課外活動を支える諸行事開催の場、地域住民との交流の場など、広く大学関係者及び地域に開かれた多目的ホールとして利用することを目的とする。

(施設)

第4条 メモリアルホールに次の施設を置く。

(1) ホール

(2) 楽屋

(館長)

第5条 メモリアルホールに館長を置き、学長をもって充てる。

2 館長は、メモリアルホールの業務を掌理する。

(名誉館長及び名誉顧問)

第6条 メモリアルホールに名誉館長及び名誉顧問を置くことができる。

2 名誉館長及び名誉顧問は、学外の学識経験者のうちから学長が委嘱する。

(運営委員会)

第7条 メモリアルホールに、メモリアルホールの運営に関する事項を審議するため、広島大学メモリアルホール運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 理事(財務・総務担当)

(2) 総務・広報部長

(3) 教育室から若干人

(4) 財務・総務室から若干人

(5) 学長が必要と認めた者若干人

(事務)

第8条 メモリアルホールに関する事務は、財務・総務室総務・広報部総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、メモリアルホールの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第80号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月17日規則第102号)

この規則は、平成17年5月21日から施行する。

附 則(平成19年6月27日規則第133号)

この規則は、平成19年6月27日から施行し、この規則による改正後の広島大学サタケメモリアルホール規則の規定は、平成19年5月21日から適用する。

附 則(平成20年3月31日規則第110号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第47号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第89号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第48号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第113号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第127号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第95号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。